

令和4年度経営事項審査申請要領変更一覧

頁	改正前	改正後
8	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受領したら、入力内容に誤りが無いか確認してください。誤りがあった場合には直ちに修正しますので、建設業課許可班あてご連絡ください。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受領したら、入力内容に誤りが無いか確認してください。誤りがあった場合には直ちに修正しますので、建設業課許可班あてご連絡ください。 <u>(ただし、申請書の記載内容を遡って修正することはできません。)</u>
28	③国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6まで） <u>を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講した者であること</u>	③国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6まで） <u>を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること</u>
34	講習を受講した年度の開始の日から5年経過してない者（H28年度以前に一級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末以前を審査基準日とする申請者は、引き続き経審上評価対象となる）	講習を受講した <u>翌年度</u> の開始の日から5年経過していない者（H28年度以前に一級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末以前を審査基準日とする申請者は、引き続き経審上評価対象となる）